

--	--

住宅省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

菰野町長

納税義務者 住所 _____

氏名 _____ (印)

TEL _____

下記のとおり住宅省エネ改修を完了しましたので、固定資産税の減額を申告します。

家屋の所在	菰野町		
家屋番号			
種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅		
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造		
床面積	m ²	居住部分の床面積	m ²
建築年月日	年	月	日
登記年月日	年	月	日
省エネ改修が完了した年月日	年	月	日
省エネ改修に要した費用	円		
※省エネ改修が完了した日から3か月を経過した後、申告書を提出する場合には、3か月以内に提出できなかった理由			

※添付書類 認定長期優良住宅 適・否

- ①建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関による証明書（熱損失防止改修工事証明書）
- ②改修工事の内容及び費用の支払いが確認できるもの（写真、工事明細書、領収書の写し等）
- ③平成29年4月1日以降に改修を終えた住宅で改修により認定長期優良住宅となった場合は、長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額制度について

平成 20 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く。)について、平成 20 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、一定の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、120 m²分までを限度に当該住宅に係る翌年度分の固定資産税を 3 分の 1 減額します。

※長期優良住宅の認定を受けて改修されたものについては、減額される額が3分の2となります。

●減額を受けるための改修工事の内容

次の①から④までの工事のうち、①、又は①と併せて行う②から④の工事であること(①の工事は必須)。

- ① 窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)
- ② 床の断熱改修工事
- ③ 天井の断熱改修工事
- ④ 壁の断熱改修工事

※改修部分が現行の省エネ基準に新たに適合することが必要です。

●減額を受けるための条件

- (1) 平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く。)であること。
- (2) 居住部分の割合が当該家屋の 2 分の 1 以上あること。
- (3) 改修工事費に要した費用の自己負担額※が1戸あたり 50 万円を超えていること。

※ 国又は地方公共団体による補助金等を控除した額

- (4) 改修後の住宅の床面積が 50 m²以上、280 m²以下であること。

※新築住宅の軽減、耐震改修の減額措置と同時に受けることはできません。

バリアフリー改修の減額は同時に受けることができます。

●改修工事の期間

平成 20 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に行われた省エネ改修工事

●減額される年度及び税額

改修工事が完了した年の翌年度分(1 月 1 日完了の場合はその年度分)に限り、当該住宅 1 戸あたり床面積 120 m²相当分までの固定資産税 1/3 を減額する。

●減額を受けるための提出書類(改修工事が完了した日から3か月以内に提出が必要)

- ①住宅省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書
- ②建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関による証明書(熱損失防止改修工事証明書)
- ③改修工事の内容及び費用の支払いが確認できるもの(写真、工事明細書、領収書の写し等)

※ 補助金等がある場合は、その金額のわかるもの(支給決定通知書等)もお持ちください。

※平成 29 年 4 月 1 日以降に改修を終えた住宅で改修により認定長期優良住宅となった場合は、長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類

※必要に応じて現地確認をさせていただく場合があります。

【 お問合せ・申告書類提出先 】

菰野町役場 税務課 固定資産税係

TEL 059-391-1116

省エネ改修の減額措置 チェックシート

平成 20 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く。)について、平成 20 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、一定の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、120 m²分までを限度に当該住宅に係る翌年度分の固定資産税が 3 分の 1 減額されます。

※長期優良住宅の認定を受けて改修されたものについては、減額される額が3分の2となります。

※【省エネ改修の減額措置】は【新築住宅の軽減】、【耐震改修の減額措置】と同時に受けることはできません。

ただし、【バリアフリー改修の減額措置】とは同時に受けることができます。

●改修工事の内容

次の①から④までの工事のうち①、又は①と併せて行う②から④の工事であること(①の工事は必須)。

※改修部分が現行の省エネ基準に新たに適合する必要があります。

- ①窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)※必須
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

●減額を受けるための条件 (すべてに該当)

- 平成 20 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に行われた省エネ改修工事である。
- 平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く。)である。
- 改修工事に要した費用が自己負担で 50 万以上である。
- 改修後の住宅の床面積が 50 m²以上、280 m²以下である。
- 【新築住宅の軽減】、【耐震改修の減額措置】を受けていない。

●提出書類等 (必要に応じて現地確認をさせていただく場合があります。)

- 提出書類は改修工事が完了した日から 3 か月以内に提出する。
(3 か月以内に提出できなかった場合はその理由を減額申告書に記載)
- 住宅省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書。
- 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関による証明書(熱損失防止改修工事証明書)。
- 改修工事の内容及び費用の支払いが確認できるもの(写真、工事明細書、領収書の写し等)。
(補助金等がある場合は、その金額のわかるもの(支給決定通知書等))
- 平成 29 年 4 月 1 日以降に改修を終えた住宅で改修により認定長期優良住宅となった場合は、
長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類

●減額される年度及び税額

減額される年度 令和 ____ 年 4 月 1 日～令和 ____ 年 3 月 31 日

(省エネ改修工事が完了した年の翌年度分(1 月 1 日完了の場合はその年度分)に限る。)

減額面積 ____ m²

(1 戸当りの床面積が 120 m²までの住宅は当該床面積(固定資産税の 1/3 を減額。)

(1 戸当りの床面積が 120 m²を超える場合は、120 m²(120 m²相当分の固定資産税の 1/3 を減額。)

≪事務処理欄≫

家屋所有者 氏名 _____ 宛名番号 _____
対象家屋 構造 _____・_____ 延床面積 _____ m²
建築年 _____ 年 棟番 _____

熱損失防止改修工事証明書

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
工事の種別及び内容	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事
	上記と併せて行った改修工事	1 天井等の断熱性を高める改修工事 2 壁の断熱性を高める改修工事 3 床等の断熱性を高める改修工事
	工事の内容	
熱損失防止改修工事を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち熱損失防止改修工事の費用の額		円

上記の工事が地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事に該当することを証明します。

年 月 日

証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関	氏名又は名称				印	
	住 所					
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別			登 録 番 号		
				登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）		
	指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合	指定・登録年月日及び指定・登録番号				
指定・登録をした者						
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名 称					
	所 在 地					
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別					
	登録年月日及び登録番号					
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名					
	住 所					
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号			
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）			
	建築基準適合判定資格者の場合		登 録 番 号			
登録を受けた地方整備局等名						
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名					
	住 所					
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号			
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）			
	建築基準適合判定資格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付			
合格通知番号又は合格証書番号						

備考

(熱損失防止改修工事証明書)

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事について、次により記載すること。なお、「必須となる改修工事」の欄中「窓の断熱性を高める改修工事」とあるのは、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号）別表第1に掲げる地域の区分におけるVI地域にあっては、「窓の日射遮蔽性を高める改修工事」とする。
 - (1) 「上記と併せて行った改修工事」の欄には、改修工事を行った部位（窓は必須とする。）が地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事（以下「熱損失防止改修工事」という。）により新たに現行の省エネ基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高める改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれかに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする（該当するものがない場合は記入を要しない。）。
 - (2) 「工事の内容」の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損失防止改修工事の内容等について、当該工事が熱損失防止改修工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう工事の内容を具体的に記載するものとする。
- 4 「熱損失防止改修工事の費用の額」の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った「上記と併せて行った改修工事」の1から3のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を記載するものとする。
- 5 「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄における「氏名又は名称」及び「住所」の欄について、指定確認検査機関が証明した場合であって当該機関が指定を受けた後に建築基準法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った名称及び住所を、登録住宅性能評価機関が証明した場合であって当該機関が登録を受けた後に住宅の品質確保の促進等に関する法律第10条第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所を記載するものとする。
- 6 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄における「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄について、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号を記載するものとする。